



認知症の人の 意思決定支援って？ ガイドラインを読んでみよう

インタビュー ▶ 水島俊彦さん

みずしま としひこ 弁護士。法テラス埼玉法律事務所に所属。一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（通称 SDM-Japan）副代表。英国エセックス大学人権センター客員研究員時代に英国意思決定能力法、障害者権利条約の実務を学び、現在は、成年後見制度利用促進専門家会議委員をはじめ、意思決定支援ガイドラインに関する各種研究事業にかかわるなど、世界と日本における意思決定支援に詳しい

施 設に入所する？ 入院する？ 成年後見人をつける？ 認知症の人の人生にとって大切な決定に、本人の意思が分からないからと、家族や周囲で決めてしまうことは多くありますが、これからは変わっていくかもしれません。昨年3月、厚生労働省は「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を策定。本人のことを本人抜きに決めることがないように、支援者が本人の意思決定を支えることの重要性が示されました。現在、このガイドラインを普及させるべく、各都道府県で講師養成の研修がスタートしたところです。研修講師を務める水島俊彦弁護士にお聞きしました。

（フリーライター・佐野智子）



「本人が決められない」は本当か？

意思決定支援とは何でしょうか。本人が自分で決めることを支援者が可能な限りの努力をもって支えるということ。ガイドラインには、巻末に事例が出ているので、ぜひお読みください。まさにケアマネジャーさんが、普段の仕事のなかで日々行っていることであると感

じていただけたと思います。

現在、ある自治体でパイロット的に行っているのは、普段行っているケース会議のなかで、意思決定支援のエッセンスを取り入れてみようという試みです。

例えば、「今後の住まいをどうするか？」という課題があがっていて、本人の意思がはっきりせず、本人が決めることは難しいと支援者が感じている

状況があると思います。よくあるパターンとしては「周りが決めるしかない」という方向に流れていきがちですが、私は「その前に私たちができることはないでしょうか？」と問いかけるようにしています。

まず住まいについての意思決定を行うにあたって「他に選択肢はないでしょうか？」と問いかけてみましょう。支援者の勧める選択肢（例えば施設入

Ⅲ 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則

1 本人の意思の尊重

- 一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要
- 本人の意思の尊重(自己決定の尊重)に基づき行う。自己決定に必要な情報を、本人が有する認知能力に応じて理解できるように説明しなければならない
- 本人の意思(意向・選好、好み)を支援者の視点で評価し支援すべきと判断した場合にだけ支援するのではない。まずは本人の意思・選好、あるいはその確認が難しい場合は推定意思・選好を確認し、それを尊重することから始まる
- 本人は、言語による意思表示がうまくできないことも想定される。支援者は、本人の身振り手振り、表情の変化も意思表示として読み取る努力を最大限に行う
- 本人の意思は、それが他者を害する場合、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される

2 本人の意思決定能力への配慮

- 症状にかかわらず、本人に意思があり、意思決定能力を有することが前提
- 本人のそのときどきの意思決定能力の状況に応じて支援
- 意思決定能力を固定的に考えずに、本人の保たれている認知能力を向上させる働きかけを行う
- 本人の意思決定能力は、説明を理解する力、それを自分のこととして認識する力、論理的に考え、判断ができる力、その意思を表明できる力によって構成。これら意思決定能力の評価判定と、本人の能力向上支援と意思決定支援活動は一体
- 意思決定能力の評価判定は、本人の認知機能、身体・精神の状態を的確に示す情報、生活状況に関する情報が適切に提供された十分な判断資料に基づく適切な判断が必要

3 チームによる早期からの継続的支援

- 本人が意思決定できる早期(軽度)の段階で、今後、生活の見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることをあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定支援が繰り返し行われることが重要
- 意思決定支援チームが必要(本人の意思をふまえ、身近な信頼できる家族・親族・福祉・医療・近隣の関係者、成年後見人等が、チームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握、支援)
- 特に本人の意思決定能力に疑義があったり、支援方法に困難がある場合は、チームで情報を共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う
- 日常生活で本人に接する、本人を良く知る人から情報を収集し、本人を理解し、支援していくことが重要。近隣で見守りをしている、日ごろからつながりのある人とかかわることが重要
- 本人の意思を繰り返し確認することが必要。支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかを確認し、支援の質の向上を図る
- 本人のその後の生活に影響を与えるような意思決定支援を行った場合には、その都度記録を残しておくことが必要

所など)もあるかもしれませんが、本人の立場に立ったときにはどんな選択肢があり得るかを想像してみましょう。長年住み慣れた自宅があるようであ

ば、在宅生活ということも、選択肢の一つとして挙がってくるはずです。

大事なことは、最初から無理と決めつけないことです。次に「本人はその

選択肢の良いところ、悪いところについてどのように感じているでしょうか?」と問いかけましょう。検討の際には支援者目線ではなく、本人自身が各選択

肢のメリット・デメリットをどのように感じているかといった主観的な要素を把握する必要があります。

ここまで検討してみると、もう少し工夫できる点があることに気づかれます。「選択肢に関する情報を分かりやすく提供できていたのだろうか」「本人の経験がなく、想像できないような選択肢を提示していなかったのだろうか」「自分の思いを伝えづらい環境になっていなかったのだろうか」といった疑問が湧いてくれば、意思決定支援を意識するチャンス到来です。「本人に決める能力がない」のではなく、「私たちが十分な意思決定支援を提供できていない」可能性に目を向けることが、第一歩となるでしょう。



理解、記憶保持、比較検討、表現 本人ができる工夫はいっぱいある

そのうえで、本人が自分で意思決定をするために必要といわれる情報の「理解、記憶保持、比較検討、表現」の各要素について、支援者がどのような工夫をすればその要素を満たしていけるか、意思決定支援の環境を整えるための協議を行っていくことになります。

このとき本人を支援するさまざまな人が集まって想像力を働かせることが大切です。「情報の理解が難しい」という場合には、どうしたら理解できるように伝えられるのか？をあらゆる角度

から考えてみましょう。

分かりやすい言葉によるコミュニケーション、写真や絵カード、タブレット端末等を使う、一度体験してもらう、本人が信頼する人から話してもらう、本人にとって落ち着ける時間帯や場所で話し合いに参加してもらう、いろいろな工夫が考えられますね。すでに本人と一定のコミュニケーションができている人がいれば、どのような方法で意思疎通を図っているかを皆で共有することも大切です。ガイドラインを見てヒントを得るのも良いでしょう。

そのような洗い出しをしたうえで、「では、今回の協議で出てきたアイデアを活かして、各自が本人に問いかけをして、そのやり取りの結果も含めて、次回再検討しましょう」と呼びかけます。誰がどのようなことを聞くのか、ということも、それぞれの支援者の立場を意識しながら整理できると良いと思います。

本来の意思決定支援会議は、本人を交えた会議が基本となるので、このような関係者のやり取りは、意思決定支援会議のための事前打ち合わせという位置づけになるかと思われます。しかし、支援者が意思決定支援について共通認識を持ち、本人が意思決定をするための最適な環境（ベストチャンス）をいかに整えられるかを協議しておくことはとても大切です。その後日、支援者に聞くと「今まで聞いたことがなかったのですが、将来の夢のことや、本人が大事にしている考え方をお聞きすることができました。住まいの選択肢についても、その点を踏まえ

て再度提案してみるようにします」という反応が返ってくることもあります。

「本人が決められない」というところから始めるのではなく、意思決定支援のプロセスがきちんと踏まれたのかどうかを焦点化することから始めることが大切です。本当は本人が決められる可能性があるのに、「決められないから…」と周りが良かれと思って決めるのは、悪気がなくても「本人が決める権利を奪ってしまう」ことになるからです。



普段から本人の価値観や選好 に意識を向けることの重要性

ケース会議を行う場合には、差し迫った課題がすでに発生しており、近いうちに決めなければならない段階に至っていることも多いと思います。しかし、そのときにできる意思決定支援には限界があります。時間的に余裕がなく、本人も意思決定の準備が十分にできない状態で決めることを求められるため、代行決定に流れやすい側面もあります。

本来の意思決定支援はもっと前の段階から展開されることが推奨されています。決めなければいけない段階になって初めて支援者が関与するのではなく、日常から意思決定支援を展開していくことによって、本人が決めていく能力をはぐくんだり、本人の価値観に関する情報を収集したり、支援者自身

表2 意思決定支援の広がり

2006年	障害者権利条約が国連で採択
2008年	南オーストラリア州 SDM（支援付き意思決定モデル）スタートし、世界で注目
2014年	日本が障害者権利条約を批准
2017年	障害福祉サービスの利用等にあつての意思決定ガイドライン策定
2018年	認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン策定 人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン改定 大阪府において「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」が策定



が意思決定支援について共通理解を
図っていくことが大切です。そのような
日々の取り組みが、いざというときに本
人が意思決定能力を発揮することが
できる土壌づくりにつながっていくので
はないかと考えられます。

もし代行決定が先行しなければなら
ない場合があったとしても、その後に
意思決定支援を改めて始めていくこと
も大切です。

例えば、ゴミ屋敷状態の自宅で、猛
暑が続き、本人がこのままの状態では
脱水症状で倒れてしまうことがほぼ確
実に予測される危機的な状況であれ
ば、当面の危機回避のために、その
場で本人の判断が困難であれば、周
囲の判断で緊急ショートなどの措置を
講ずることはやむをえないかもしれま
せん。しかし、その場面で意思決定
ができなかったからといって、その先も
本人が意思決定する能力がないわけ
ではありません。危機介入後に本人
が住まいについて再び意思決定でき
る機会を確保するための努力が求め
られます。

本人が何を望んでいるのか 丁寧に探求する

国際的には、意思決定支援におけ
る支援者の基本スタンスは、最善の利
益ではないと考えられています。支援
者側は、どうしても自分自身の価値判
断が先行して、良かれと思って（支援
者が思う本人の最善の利益に基づ
き）本人を説得し、「あるべき方向へ」
導こうとしてしまいがちです。その誘
導が強ければ強いほど、本人の意思
決定と言いながら実質的に支援者が
代行決定をしている可能性が高まりま
す。もちろん、状況によっては代行決
定が必要な場面もあるでしょう。しかし
その前に、本人が本当は何を望んで
いるのか、本人から出たその言葉は
何を意図しているものなのか、言葉の
奥にある本人の真意は何だろうか、と
いった点を探求していくプロセスをでき
るだけ丁寧に踏んでいくことが意思決
定支援の要ではないかと考えます。

そのためにも、本人は何が好きで、

何が嫌いなのだろうかということにも目
を向けましょう。本人の何気ない行動
や発言は、本人の価値観につながっ
ているものもあるかもしれません。記録
もきちんととっていきましょう。普段から
意識して本人の価値観に関する情報
を収集していくことは、本人が決める
場面の意思決定支援においても、他
者が決める代行決定の場面において
も重要と考えられます。



本人にとって不利益な意思決定に 介入しなくていいのか

意思決定支援の場面で難しいの
は、本人にとって明らかに不利益にな
る（と支援者が考える）意思決定を本
人が行おうとする場合に、支援者は本
人の意思決定をどのように取り扱うの
か、という点です。

意思決定支援の原則の一つに「不
合理に見える意思決定であっても、そ

れだけで意思決定能力に欠けるとはみなされない」というものがあります。他方で、「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合」には意思決定支援にも限界があることを、ガイドラインは示しています。

「重大な影響」とは具体的にどのように考えるべきでしょうか。緩やかに解釈してしまうと、本人の意思決定に対する過剰な介入、代行決定をどんどん許してしまいます。そこで、ガイドラインでは、本人が他に取得可能な選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益で、いったん発生すれば回復困難なほど重大な影響があり、かつ、発生の可能性（蓋然性）が高いといえるかを慎重に検討する必要があるとしています。

重大な影響があるとまではいえない場合については、先ほどの意思決定支援の原則に従って、たとえ周りからは不合理にみえる意思決定であったとしても本人にとっては意味のある意思決定と捉え、支援者は介入をせずに見守っていくこともあり得ます。つまり本人の権利と法的保護のバランスとりながら支援を考えていく必要があるかと思っています。



障害者権利条約を契機に

昨年、認知症意思決定ガイドラ

だけでなく、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインも策定されました（表2）。その前年には、障害福祉サービス等の提供にかかわる意思決定支援ガイドラインも策定されています。私自身は、それぞれのガイドラインのモデル研修づくりや最高裁や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等で構成される「後見人等による意思決定支援の在り方に関するガイドライン（仮）」の策定等にかかわっています。

これらのガイドライン策定には、2006年に国連で採択され、14年に日本も批准した障害者権利条約が一つの契機になっています。障害者権利条約では、第12条で、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有すること、他の者と平等に法的能力を享有すること、法的能力の行使に当たって必要とする支援を受けられることが規定されています。

例えば、南オーストラリア州では2008年、障害者権利条約の批准を機に開始された意思決定支援プロジェクトによって、多くの障害当事者の意思決定をチームで支える仕組みを実現しています。また、スコットランドでは、本人の価値観や選好を見える化するための意思決定支援ツール「トーキングマット」なども開発されています。私はこれらの海外の実践を踏まえて、日本でのSDMの方法論、ノウハウ、支援ツールを提供する活動にも参加しています。

今回のガイドラインは、こうした障害者権利条約や国際的な意思決定支援の動向を踏まえ、本人が決める領域における支援についての指針を広く示していますが、まだ発展途上だと思います。



まずは1ケースから始めてみませんか

意思決定支援の醍醐味は、現場において少しずつ事例が積み重ねられていくことによって、本人が変わり、それを見た周囲の人たちも意識が変わっていくことです。何よりも実践に移すことが大切なのではないかと思っています。

「実践するのは難しい」と言われる方には、「まずは1ケースから始めてみませんか？」とお伝えしています。皆で集まってガイドラインを読んでみるというのでもいい。それを踏まえて、実際のケース会議のテーマに意思決定支援をあげてみる。さらに日常的な意思決定支援についてどう考えるか、記録をどうするか、関係者の情報共有をどうするか等、少しずつ土台を整え、共通認識をもった支援者を増やしていく。このような流れを作るためにも、まずは、その出発点になり得るケアマネジャーさん自身が意思決定支援に関心を向けてもらえたらうれしく思います。